## １４　本地小学校不祥事防止行動計画（具体的方策）

本地小学校不祥事防止委員会

**≪不祥事防止委員会構成≫**

校長　◎教頭（進行）　教務主任　生徒指導主事　保健主事　養護教諭
◎…委員会推進担当者
※いじめ・体罰・セクハラ相談窓口…教頭・生徒指導主事・保健主事・養護教諭・SC・SSW

**≪活動内容≫**

１　毎月１回、委員会を開催。他の委員会も必要に応じて併せて随時開催
不祥事防止研修の計画及び分担の確認
児童、保護者へのアンケート調査実施について
（体罰・セクハラ・いじめに関するアンケート）７月・12 月
１年間のまとめ

２　不祥事防止研修
・放課後及び研修日に校内不祥事防止研修を実施する。
・管理職による教職員との面談を計画的に実施
・随時、記者発表資料・新聞記事等を活用した研修を行う。

３　全教職員が責任と自覚をもった研修とするため、不祥事防止研修における企画・運営担当を教職員全員が担当する。

４　情報交換・指導
○ 毎週金曜日の職員暮会を活用し、児童実態を交流する。
○ 体罰・セクハラ相談窓口担当から、報告事項があれば委員会に報告する。
○ 随時、教職員の状況についての情報を収集・交流・協議する。課題があれば必要に応じて管理職から当該職員への指導を行う。
○ 必要に応じて、学校衛生委員会・生徒指導委員会と合同の委員会を開催する。

５　年間研修計画
○ 各分掌で研修を担当し、研修内容を協議したのちに全体研修を行うことを通して、全職員の意識啓発を図るとともに、風通しの良い職員の関係づくりを進める。

| 回 | 研修内容 | 担当 | 実施月 |
|---|---|---|---|
| １ | 不祥事防止行動計画・服務について<br>「学校諸費会計について」 | 教頭<br>事務担当 | ４月中旬 |
| ２ | 「わいせつ・セクハラ」<br>「いじめ問題」 | 教頭<br>生徒指導主事 | ５月 |
| ３ | 「個人情報の漏洩」 | 教務部 | ６月 |
| ４ | 「飲酒運転」<br>「長期休業期間の服務について」 | 生活安全部<br>教頭 | ７月 |
| ５ | 「保護者対応」<br>「体罰」＊ロールプレイ等を行う | 教務部 | ８月 |
| ６ | 「パワハラ」 | 生活安全部 | ９月 |
| ７ | 「わいせつ・セクハラ」 | 教務部 | １０月 |
| ８ | 「アンガーマネジメント」 | 生活安全部 | １１月 |
| ９ | 「交通違反・交通事故防止」<br>「休業期間の服務について」 | 教務部<br>教頭 | １２月 |
| １０ | 「わいせつ・セクハラ」 | 生活安全部 | １月 |
| １１ | 「オンラインカジノ等賭博」 | 教頭 | ２月 |
| １２ | 「メンタルヘルス」　今年度のまとめ | 教頭 | ３月 |

６　担当者の役割
① 担当者は事前に、研修内容を起案する。
② 司会進行
③ 研修記録簿への記入（記入後、所定のファイルに綴じておく）
※ 可能な限り内容が重複しないように配慮する。
※ これまでの研修になかったものを積極的に取り入れる。